	1			1
整理 No.	区分	質問	回答	根拠
1	予算	予算はいくらか。	750万円(なくなり次第募集終了) 予算残額が30万円未満となった場合には、「太陽光発電設備と蓄電 池」の受付は終了し、「太陽光発電設備のみ」の申請を受け付けま す。	予算説明書
2		住宅が自己所有でなくても申請できるか。	自己又は2親等以内の親族が所有するのであれば申請可能です。 所有者が親族の場合は、親族関係がわかる書類(戸籍謄本等)の提出 が必要です。また、市税の滞納がないことがわかる書類(市税の滞納 がないことの証明書)の提出は、申請者と所有者である親族それぞれ のものが必要です。	要綱第3条(2)、 要領1一(2)
3) 申 · 請	申請者は住宅に住んでいる必要はあるか。	申請者が居住している既存住宅又は入居予定の新築住宅であること。	要綱第3条(2)、 要領1-(2)
5	者	市外に住んでいて、市内に新築住宅を購入する場合は対象となるか。	宇部市の住民基本台帳に記載されている方であれば対象です。	要綱第3条(1)、
6		市内に住んでいて、市内に新築住宅を購入する場合は対象となるか。	子即用の住民を本自版に記載されている方であればなりまです。	要領1-(1)
7		申請者は、代理人(家族や施工業者等)でも可能 か。	申請者が申請内容を十分理解し、自ら申請することを原則とします。 この原則のもと、代理人が申請作業(必要書類の準備、入力等)を支 援することは可能です。	補助制度の趣旨

整理 No.	区分	質問	回答	根拠
8	申	申請方法は?	電子申請又は郵送(簡易書留等)により申請してください。 市役所本庁舎2階の環境政策課窓口でも受領しますが、その場で申請 内容や添付書類の確認は行いませんので、要綱、要領等に基づき漏れ にないように確認してから提出してください。	要領 5
9	請方法	申請受付の優先順位は?	書類が整った順番で、審査を行います。受付の優先順位は、1電子申請、2郵送、3窓口の順番です。	要領 5
10	等	添付書類は、原本でなくてもよいか。	添付書類は、全て写しで結構です。 ただし、市や法務局が発行する証明書等の写しは、申請日から3箇月 以内の発行日であるものの写しを提出してください。(登記事項証明 書、登記簿、法人所在証明、市税の滞納がないことの証明書など)	要領 6
11	申請方法等		地上から撮影可能な写真で申請していただいても構いません。 また、そのことが審査で申請者の不利になることはありません。 ただし、工事完了報告の際には、施工前の屋根の写真も提出してくだ さい。このために、施工業者には、施工前後の屋根の写真を撮影する ように依頼してください。	
12		新築の場合の申請において、添付書類に関する留 意点	・「工事内容が確認できる図面、資料等」については、住宅建築工事の概要が分かる書類と、補助対象の工事内容が分かる書類を提出してください。 ・「工事見積書の写し」について、住宅全体に関する見積書しかない場合には、その見積書の中で補助対象工事額が分かるように示してください。 ・「工事前の状態が確認できる書類(住宅の全景、工事予定箇所が分かる写真等)」については、工事前の状態が確認できれば、任意の時点の写真で構いません。	要領 6

整理 No.	区分	質問	回答	根拠
13	処理日数	審査にはどれくらいの日数を要するか。	審査期間は、2週間程度で、補助対象となった場合には、交付決定通知を郵送します。 申請書の内容に不備がある場合は、申請者に電話又はメールで連絡します。	
14	- 請書の不供	申請書に不備があった場合、いつまでに対応すればよいか。	可能な限り速やかに対応してください。 不備が解消され、申請書類が整ったものから審査を進めていきます。	
15		「太陽光発電設備の導入工事」で交付決定を受けた後に、「太陽光発電設備と蓄電池の導入工事」に内容に変更した場合、補助金交付額は変更できるか。	補助金の予算が上限に達していない場合に限り、交付変更申請書に基づき、交付額を「太陽光発電設備と蓄電池の導入工事」の区分に変更 (増額)します。	要綱第5条、第9条、 要領8-(3)
16	の変更	「太陽光発電設備と蓄電池の導入工事」で交付決 定を受けた後に、「太陽光発電設備の導入工事」 に内容を変更した場合、補助金交付額は減額され るか。	交付変更申請書に基づき、交付額を「太陽光発電設備の導入工事」の 区分に変更(減額)します。	要綱第5条、第9条、 要領8-(3)
17		対象となる住宅は	戸建住宅(新築含む)であり、事業所併用住宅、集合住宅、賃貸住宅 等は対象外です。	要綱第2条、 要領1-(2)
4	対象住字	事業所併用住宅は対象か。	対象外です。 外観が一般住宅に見える場合であっても、事務所として看板を掲げている場合など、外部に事業所として公表している住宅も対象外です。 在宅ワーク、リモートワーク等で自宅を利用している場合の住宅は、 対象です。	要領1一(2)

整理 No.	区分	質問	回答	根拠
18		新築住宅(注文)は対象か。	対象です。 ただし、交付決定通知後に該当設備の導入工事に着手し、令和8年2 月2日までに工事完了報告書(領収書等)を提出できること。	要領1一(2)
19		新築住宅(建売)は対象か。	原則対象外です。	要領1-(2)
20		 蓄電池だけの導入は対象か。 	対象外です。	要綱第4条、要領2
21	 補	太陽光発電設備の増設は対象か。	対象外です。 未設置の住宅の屋根に新たに設置するものを対象とします。	要領2一太陽光(1)
22	助 対	住宅敷地内の野立て(土地に設置する)太陽光は対象か。	対象外です。 未設置の住宅の屋根に新たに設置するものを対象とします。	要領2一太陽光(1)
23	象工事(太陽光発電の容量(kW)に制約はあるか。	設置する太陽光発電設備の発電容量は3. Okw以上であること。	要綱第4条 要領2ー太陽光(2)
24	設 備)	蓄電池の容量(kWh)に制約はあるか。	住宅及び同時に導入する太陽光発電設備の規模に対して、著しく規模の大小がないことを要件とします。設置する太陽光発電設備の一日の発電量をはるかに上回る容量など、疑義が生じた場合には、調査させていただきます。	要領2一蓄電池(3)
25		既に工事に着手している場合、工事が完了してい る場合でも申請できるか。	対象外です。 交付決定通知後に工事に着手することが申請の要件です。	要綱第8条、 要領4一(2)
26	他の補助	他の補助制度と併用できるか。	同一の内容について、宇部市の他の補助金と本補助金との併用はでき ません。	要領8-(6)
27	制度	過去に宇部市の他の補助金の交付を受けて、太陽 光発電を設置した住宅も対象か。	過去に宇部市の他の補助金の交付を受けて太陽光発電設備を設置した住宅は、本補助金の交付を受けることはできません。	要綱第7条、 要領8-(6)

整理 No.	区分	質問	回答	根拠
28	「報告時の提出書類		【現金払いの場合】 補助対象工事の領収書であることが確認できるものです。 金額の内訳(工事代金等の額)が記載され、支払先の押印(代表者 印)のある領収書の発行を受けてください。 【銀行振込の場合】 振込を行ったことが確認できる書類で、次のいずれか一つで、振込 日、支払元、支払額、支払先の4点が記載されている必要がありま す。 ・金融機関窓口で発行された銀行振込受領書 ・ATMで発行されたATM利用明細 ・通帳の取引明細のページ+通帳の表表紙(補助対象者の口座に限 る)	要領6一(2)
29		施工業者と支払先が異なる場合も補助対象となるか。	同一企業の本店、支店、営業所の関係である場合のみ、施工業者と支払先が異なっても構いません。 同一企業の本店、支店、営業所の関係の例 施工業者:株式会社〇〇〇〇 宇部営業所 支払先:株式会社〇〇〇〇 山口支店	要領6-(2)
30	補助		予算残額が30万円未満の場合には、「太陽光発電設備と蓄電池の導入工事」の受付は終了となります。その場合、「太陽光発電設備の導入工事」として、申請が可能です。	
31	対 象 	蓄電池のみの設置工事は対象か。	太陽光発電設備の導入工事であることが必要なため、補助対象とはなりません。	